

「改正」介護保険制度学習会

介護保険第6期事業計画に向けた取り組み

「医療・介護総合法」によって介護保険制度の「改正」が来年4月より実施され、介護保険の仕組みが大きく変えられようとしています。

要支援1・2の認定者の訪問介護・通所介護は、保険給付の対象から外し市区町村の地域支援事業に移行され、事業内容は市区町村の裁量とされます。

厚生労働省は、改正介護保険法を実施するためのガイドラインを7月早々にも出す予定にしています。これをうけて、各自治体では、2015年度からの第6期事業計画策定に向けた作業が本格化します。

つきましては、「改正」介護保険制度の内容と問題点を明らかにし、「第6期事業計画に向けて、地域での取り組みをどう具体化していくのか」の学習会を開催することにしました。多くの皆さんの参加を呼びかけます。ご一緒に対策を考えましょう。

とき 7月15日(火) 18:30~

ところ 東京労働会館4F 東京自治労連会議室

講師 安達 智則氏 **参加費** 無料

医療法人健和会「医療福祉調査室」室長



主催：介護をよくする東京の会

東京都豊島区南大塚2-33-10

東京労働会館6F(東京社保協内)

TEL: 03-5395-3165

